

(古谷議会議務局長朗読) 別添参照

○議長(石川信義君) 以上で朗読は終わりました。

本陳情書についてこの際ご意見等がございましたら、ご発言をお願い申し上げます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑は終わります。

陳情第三号及び陳情第四号の二件については、お手元にご配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託し閉会中の継続審査といたします。

○議長(石川信義君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって昭和四十九年第二回福生市議会臨時会を閉会いたします。

午後一時十八分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 石川信義

議員 松山 青

議員 伊東忠次郎

議員 若林田孝三

福生市議会

福生市告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百条第二項の規定に基づき、昭和四十九年第二回福生市議会臨時会をつぎのとおり招集する。

昭和四十九年四月十六日

福生市長 石 川 常太郎 印

一期 日 昭和四十九年四月二十三日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

(1) 専決処分の承認を求めることについて（昭和四十八年度福生市一般会計補正予算（第九号））

(2) 専決処分の承認を求めることについて（福生市立福生第七小学校プール築造工事
福生市立福生第三中学校プール築造工事
契約）

(3) 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(4) 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

(5) 福生市営住宅条例の一部を改正する条例

写

福庶発第二百七十一号

昭和四十九年四月十六日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

議案の送付について

昭和四十九年第二回福生市議会臨時会に提案するため、つぎの議案を送付します。

一 報告第四号 専決処分の承認を求めることについて（昭和四十八年度福生市一般会

計補正予算（第九号））

二 報告第五号

専決処分の承認を求めることについて

（福生市立福生第七小学校
福生市立福生第三中学校ブ

ル築造工事
ル築造工事契約）

三 議案第四十

号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

四 議案第四十一号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

五 議案第四十二号

福生市営住宅条例の一部を改正する条例



写 福庶発第三百十三号

昭和四十九年四月二十二日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

石川 信義 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和四十九年一月十日付け、福庶発第三千四十五号で通知した市議会議事説明員のうち、庶務課長、生子国利を研修のため自治大学校へ派遣したことに伴い、つぎのとおり委任したので通知します。

職名

氏名

庶務課長

高水 求

福議発第六十一号

昭和四十九年四月十七日

殿

福生市議会議長 石 川 信 義

議案説明員の出席要求について

昭和四十九年第二回福生市議会臨時会にご出席くださるよう、地方自治法第二二一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び付議議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 四月二十三日（火） 午前十時
二 場 所 福生市議会議場



福監発第 3990 号

昭和49年3月28日

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

福生市監査委員 山下久吉 (印)
塩野鉄之助 (印)

昭和49年2月分例月出納検査実
施結果報告

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定によ
り、つぎのとおり報告します。

- 1 実施期日 昭和49年3月27日
- 2 実施場所 第2庁舎2階会議室
- 3 対象期間 昭和49年2月1日から
昭和49年2月末日まで
- 4 出席委員 山下久吉 塩野鉄之助
- 5 検査対象 2月中における収入役企業出納員の権限に属する
現金の出納状況ならびに関連事項
- 6 検査結果 2月中における現金の出納状況について関係帳簿
および証拠書類の検査を実施した結果2月末日に
おける収支の状況は別表のとおりで計数上の誤り
は認められなかった。

昭和49年2月分歳入歳出調(昭和48年度)

区 分 会計別	1 月 末 有 高	歳 入	歳 出	2 月 末 有 高
一 般 会 計	(150,000,000) 218,852,64	233,344,619	267,386,950	(150,000,000) △ 12,157,067
国 保 会 計	291,150,11	721,471,1	218,628,26	144,668,96
質 屋 会 計	231,690	151,387	201,597	181,480
区画整理会計	564,252,60	135,000	104,467,62	461,134,98
公共用地会計	186,769,7	0	0	186,769,7
用品調達基金	314,931	670,450	523,428	461,953
公益質屋基金	633,500	148,900,0	196,500,0	157,500
土地開発基金	121,387,232	0	29,509,27	118,436,305
庁舎増築基金	23,000,000	0	0	23,000,000
小 計	(150,000,000) 254,860,585	243,005,167	305,337,490	(150,000,000) 192,528,262
水道事業会計	77,908,315	144,067,20	30,890,675	61,424,360
合 計	(150,000,000) 332,768,900	257,411,887	336,228,165	(150,000,000) 253,952,622

() 内は一時借入金で下記金額に含まれない。



福監発第 3984 号

昭和49年3月28日

福生市長 石 川 常太郎 殿

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

福生市監査委員

山 下 久 吉 印

塩 野 鉄之助 印

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項および第3項の規定により定期監査を行つたので、同条第8項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

建設課、都市計画課

2 監査の範囲

昭和48年4月1日から昭和48年12月31日までに執行された財務に関する事務

3 監査の期間

昭和48年12月15日から昭和49年2月28日まで

4 監査の手続き

この監査にあつては、予算の収入及び支出ならびその他一般事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

この監査は、建設、都市計画の2課を対象として、あらかじめ提出された資料に基づいて、担当課長、係長から事情を聴取するとともに書類、諸帳簿等によつて監査した結果、おおむね良好であると認められたが、一部において改善または留意を要する点があつたので、これらについて今後検討されたい。

〔建設課〕

建設課の事務分掌は、土木に関する事、道路照明に関する事が業務である。これらの事務を処理するための機構および、職員の配置状況はつぎのとおりである。

係名	課長	係長	主事及び技師	主事補及び技師補	その他	摘要
管理係		1	2	2		
工事係		1	1	4		
応急補修係		1		2	6	その他の6は作業員
市道整理係		1		1		
計	1	4	3	9	6	合計 23

昭和48年12月末日現在